（災害対策基本法施行令の一部改正）

第五条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第三号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十四号中「第六条の三第一項第一号」を「第二十二条第一項第一号」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第七条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十五号の次に次の一号を加える。

百三十五の二	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
第二百十二号の次に次の一号を加える。	
二百十二の二	小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

（総務省組織令の一部改正）

第八条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（財務省組織令及び国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

一　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）附則第二条第二項及び第四条

二　国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）附則第二条

（農林水産省組織令の一部改正）

第十条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十六年三月三十一日の項を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第六条第二項及び第十条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十八条中「平成三十四年三月三十一日」を「次の表の上欄に掲げる日」に、「沖縄特例通訳案内士に関する」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、同条に次の表を加える。

期限	事務
平成三十一年三月三十一日	奄美群島特例通訳案内士に関すること。 小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	沖縄特例通訳案内士に関すること。

附則第二十九条中「平成三十四年三月三十一日」を「次の表の上欄に掲げる日」に、「沖縄特例通訳案内士に関する」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、同条に次の表を加える。

期限	事務
平成三十一年三月三十一日	奄美群島特例通訳案内士に関すること。 小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	沖縄特例通訳案内士に関すること。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十五号

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号）の施行に伴い、並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項、第十二条第一項第二十三号及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。